

2025年12月

会員出版社各位

定価・価格表記等についてのお願い

一般社団法人 日本書籍出版協会

平素は当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承の通り、独占禁止法（独禁法）の例外として、公正取引委員会が価格拘束（再販売価格維持）を認めているものは、**書籍・雑誌・新聞・レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD**の著作物6品目に限られています。

しかしながら最近、出版社が販売する商品の価格表記について、法的に適切ではないものが見受けられます。例えば、カレンダーに「定価」を表記し、新聞広告等を掲載している例が散見されますが、カレンダーは、ISBNを付しているケースであっても（※カレンダーへのISBN付与は原則不可）、独禁法上、再販行為の原則禁止の適用除外となる書籍・雑誌・新聞等の6品目には該当せず、「定価」表記を行うことが認められておりません。さらに、書籍や雑誌に非再販商品であるCD-ROMやDVD、玩具等が付録として付くセット商品（複合商品）についても同様に「定価」表記が認められていません（※付録部分が占める割合が商品全体の一割以下の価格＝市価である軽微な場合を除く）。正しく、「メーカー希望小売価格」、「価格」、「販価」、「価」、「¥」等と、「定価」以外の表記をする必要があります。

また、書籍・雑誌には、原則、読者が書店店頭で書籍・雑誌を手に取って一見して分かる位置（表紙やオビやスリップ等）へ消費税額を含めた支払総額を表示することが義務付けられています。新聞広告等においても同様です。

※詳細は、当協会ホームページに掲載ガイドライン『[消費税の総額表示への対応について](#)』をご確認ください。

会員各社におかれましては、引き続きご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上